

公益社団法人インテリア産業協会 役員の報酬等及び費用に関する規程

制 定 平成23年6月2日

最終改正 令和7年6月24日

（目的及び定義等）

第1条 この規程は、公益社団法人インテリア産業協会（以下、「本協会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（常勤の理事の報酬等の総額）

第2条 本協会定款第25条に規定する総会において定める総額は、次のとおりとする。

常勤の理事の報酬等の総額 26,000千円／年

（報酬等の支給基準）

第3条 本協会定款第25条に定める総会において別に定める報酬等の支給の基準は次項から第5項までに定めるところによる。

2 常勤の理事には、次表に掲げるとおり報酬を支給することができる。各常勤の理事の報酬の額については、理事会の承認を受けて会長が決定する。

号	報酬額（千円／年）
1	13,000
2	12,000
3	11,000
4	10,000
5	8,000
6	6,000

- 3 公益認定法第5条第16号に掲げるものである監事の報酬に関しては次表に掲げるとおり報酬を支給することができる。監事の報酬の額については、総会の決議によって決定する。

号	報酬額（千円／年）
1	3, 0 0 0
2	2, 4 0 0
3	1, 8 0 0
4	1, 2 0 0
5	6 0 0
6	3 0 0

- 4 役員に対して、本協会より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める協会内謝金規程に基づき費用として謝金を支給することができる。
- 5 役員の旅費について、別途協会の旅費規程により費用として支給することができる。
- 6 常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡によって常勤の理事でなくなった者（出向者であった者を除く。）には、次に掲げる計算式によって算定された額の範囲内で、理事会の承認を受けて会長が決定した額を退職慰労金として支給する。この場合において、死亡した者の退職慰労金は、労働基準法施行規則に定める遺族補償を受けるべき者に支払う。

退職慰労金の額＝第2項において会長が決定した額を12で除した額×在職年数

- 7 前項の在職年数は、常勤の理事に就任した日から起算し、暦に従って月単位で計算し、1月に満たない月があるときは1月と計算する。この場合において、1年に満たない月があるときは当該月の数を12で除した値を在職年数に加える。

（報酬月額を支給方法）

- 第4条 常勤の理事及び公益認定法第5条第16号に掲げるものである監事の報酬は、前条第2項及び第3項において会長が決定した額を12で分割した額（以下「報酬月額」という。）から、法令に基づき控除すべき額を控除した額を、毎月25日に支給する。この場合において、25日が休日に当たるときは、その前日以前の休日でない日に支給する。
- 2 常勤の理事及び公益認定法第5条第16号に掲げるものである監事の報酬月額は、本人に現金支給する。ただし、本人から申出があったときは、金融機関の本人の口座に振り込むことができる。
- 3 常勤の理事が出向者であるときは、当該常勤の理事の報酬月額は、出向元から請求があったときに、出向元に支払う。

（日割計算）

- 第5条 常勤の理事に就任したとき、又は月の途中で常勤の理事を退任したとき、若しくは死亡したときは、日割計算により報酬月額を支給する。この場合の報酬月額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(出張に係る報酬の支給方法)

第6条 第3条第5項に規定する出張に係る報酬は、出張の都度、支給する。

2 前項の報酬は、死亡した者のものを除き、第4条第2項に定める方法によって支給する。

(退職慰労金の支給方法)

第7条 退職慰労金は、常勤の理事でなくなった日の属する月の翌月の末日までに支給する。ただし、遺族補償を受けるべき者を確知することができないときその他特別の事情がある場合を除く。

2 退職慰労金は、死亡した者のものを除き、第4条第2項に定める方法によって支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(変更)

第10条 この規程の変更は、総会の決議により行う。

附 則

この定めは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和6年6月18日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和7年6月24日から施行する。